

下水道事業における災害時支援に関するルール (全国ルール) の改定について

公益社団法人日本下水道協会
技術研究部技術指針課 本田 康人

1. はじめに

平成28年4月に発生した熊本地震より1年を迎えますが、被災された方々には未だ以前の生活環境を取り戻すよう取り組まれている方々もおられ、改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興をお祈りいたします。

本協会では、大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的に「下水道事業における災害時支援に関するルール」(全国ルール)を制定しています。

また、全国ルールとは別に、東京都及び政令指定都市(大都市)を対象に、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(大都市ルール)があり、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら迅速に対処することとしています。

熊本地震での知見や経験を踏まえ、昨年12月に「全国ルール」を改定しまし

たので、その検討経過及び改定概要を報告いたします。

2. 全国ルールの概要

全国ルールでは、都道府県内において以下の事態が生じた場合には、被災した区域を所管する下水道対策本部を都道府県に設置し、被災状況及び支援要請の取りまとめ、支援計画の立案、支援先割振りの調整等を行うこととしています。

(下水道対策本部の設置要件)

- ◆震度6弱以上の地震が発生した場合
- ◆震度5強以下の地震等により、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合 など

下水道対策本部は、都道府県の下水道担当課長を本部長とし、災害時支援ブロック連絡会議(図1参照)幹事の都道府県、ブロック内の大都市、日本下水道事業団、日本下水道協会及び下水道関係団体等を本部員とし、ブロック内での対応が困難で広域的な支援(広域支援)が必要な場合には、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の都道府県、災害時支援活動の経験を有する都市等を本

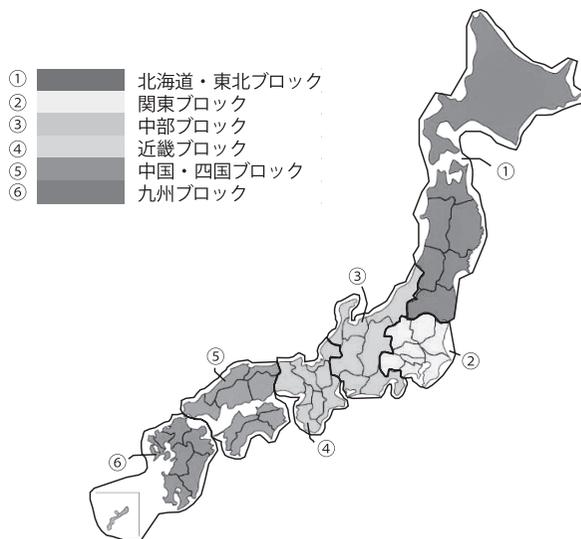


図1 災害時支援ブロック連絡会議のブロック割

部員に追加することができます。

3. 熊本地震発災初期における全国ルールの適用状況

4月14日に発生した前震（マグニチュード6.5、最大震度7）を受け、熊本県では、全国ルールに基づき、熊本県下水道環境課長を本部長とする下水道対策本部が熊本県下水道環境課内に設置され、情報収集及び情報発信が開始されました。

その後、16日の本震（マグニチュード7.3、最大震度7）を受け、熊本県及び国土交通省による調整の結果、本震翌日の17日に国土交通省、日本下水道事業団、福岡県、福岡市、北九州市、日本下水道協会が下水道対策本部に参集し、熊本県庁内に下水道現地支援本部を立ち上げ、復旧に向けた支援（支援要請の取

りまとめ、支援計画の立案、支援先割振りの調整等）に取りかかりました。

なお、熊本市を除く熊本県内の市町の支援においては、ブロックを跨いでの広域支援は行わず、福岡市及び北九州市を含め、九州ブロック内の自治体のみで支援（一次調査、二次調査、災害査定資料作成等）を行いました。

4. 熊本地震を踏まえた全国ルールにおける課題

熊本地震の被災県である熊本県及び九州ブロック幹事県である福岡県に赴いてのヒアリング、現地で応援活動を行った（公社）日本下水道管路管理業協会や（一社）全国上下水道コンサルタント協会、主に給水装置の復旧作業を行った全国管工事業協同組合連合会へのヒアリング及びブロック連絡会議へのアンケート等の



写真1 災害時支援に関する検討委員会

結果、次のような従来ルール課題が見えてきました。

○全国ルールと大都市ルールの調整

熊本地震では、ブロック内大都市である福岡市及び北九州市は、主に全国ルールに基づいて熊本市以外の市町を支援しており、今後、被災ブロック内の大都市の扱いをどのようにするか。

○現地支援本部の位置付け

従来ルールでは、明確に現地支援本部が位置付けられていなかったため、指揮命令系統や費用等の取扱いで議論が生じたとの報告もあり、現地支援本部の位置付けをどのようにするか。

○下水道対策本部の役割分担

従来ルールでは、解説の参考に「応援活動の役割分担（例）」として記載はあるが、熊本地震を踏まえ、その精査が必要か。

○国土交通省の役割

従来ルールでは、国土交通省の役割として、第9条に「災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行う」と

規定しているが、より具体的な役割まで記載すべきか。

5. 全国ルール改定に向けた検討

全国ルール第15条に「全国ルールの改定は、（公社）日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。」と規定しているため、平成28年10月に東京都下水道局流域下水道本部計画課長を委員長とした本検討委員会を東日本大震災後から約4年半ぶりに開催し、全国ルール改定に向けた検討・審議に着手しました。なお、本検討委員会には、熊本地震での被災都市の経験を踏まえた意見等が十分に反映できるよう、熊本県、熊本市及び福岡市に特別に参画して頂きました。

事務局では改定案を作成するに当たって、以下の基本的な考え方にに基づき検討を進めました。

〈改定案作成の基本的な考え方〉

- ◆熊本地震での知見・経験をしっかりと反映する。
- ◆調査、応急対策及び応急復旧から災害査定までを、より円滑かつ迅速に行えるよう改善する。
- ◆緊急時に多くの関係者が使用する上で、混乱が生じないように明確な表現に努める。
- ◆様々な事態に対して柔軟に対応できるようにルールで縛り過ぎず、従来ルールを踏襲しつつ必要最小限の改定とする一方、解説を充実する。

6. 全国ルールにおける主な改定概要

「災害時支援に関する検討委員会」を2か月間に計2回開催するなど、比較的短期間で集中的に審議した結果、平成28年12月に全国ルールを改定（但し、解説は平成29年2月改定）しました。

ここでは、その主な概要を紹介します。

なお、全国ルールの詳細については、本協会のHP (<http://www.jswa.jp/21A1r>) をご参照ください。

○支援調整隊の位置付け

- ・従来ルールでは、現地支援本部が位置付けられておらず、委員会でも位置付けの要望があり、費用負担を下水道対策本部と同様とすること、支援の総括者は従来ルールと同様に下水道対策本部長が望ましいこと等を考慮し、下水

道対策本部内に設置することができることを追加。

- ・名称に関しては、現地支援本部では下水道対策本部と「本部」が重複すること、下水道対策本部内での現地の表現は、災害が起きている現場をイメージするため相応しくないことを考慮し、支援調整隊に名称を変更。
- ・リーダーシップを発揮しやすいよう、隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担い、機動的かつ効率的に活動できるよう、隊員は、隊長が必要に応じて指名することを追加。

○「全国ルール」と「大都市ルール」との関連

- ・熊本地震において、ブロック内大都市である福岡市及び北九州市が、主に全国ルールに基づいて熊本市以外を支援したことを踏まえ、被災ブロックの大都市のうち、被害が少ない大都市がある場合、その大都市は、全国ルールに基づき大都市以外の支援も行うことを追加。

○BCPの見直し・訓練

- ・被災後の早期復旧・復興を促進するため、各自治体は下水道BCPを適切に見直していくこと、また、初動時の迅速かつ的確な対応が重要であることから、下水道BCPに基づく初動訓練を行うことも重要であることを追加。

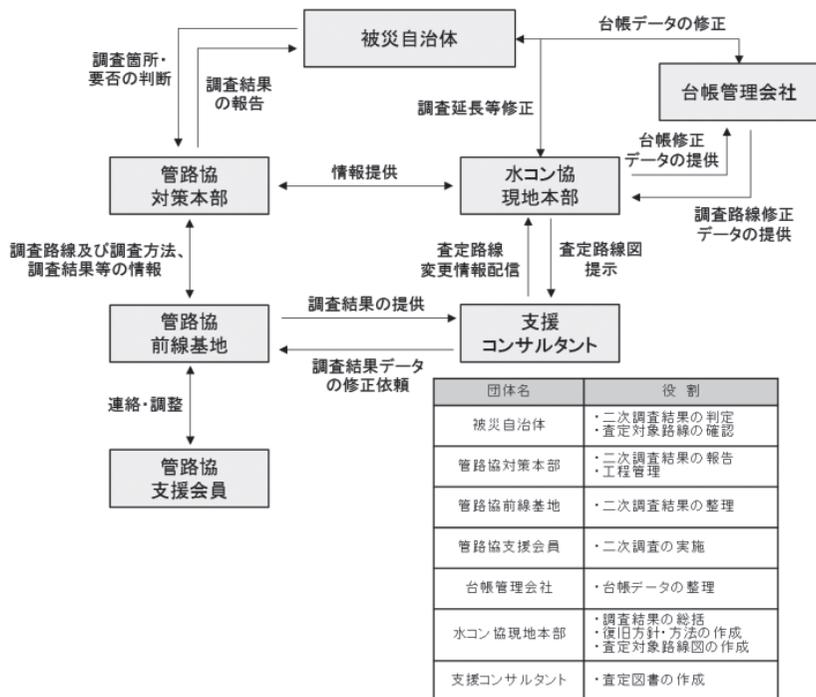


図2 熊本地震における二次調査作業体制の例

○関連団体との連携強化

- ・熊本地震では、二次調査において管路協と水コン協が連携しながら作業することによって、二次調査結果の整理を効率的に実施した事例（図2参照）を追加。
- ・協定が未締結の自治体においても、今後、協定の締結、契約方法の検討等、平常時から関連団体との連携を一層図ることが望まれることを追加。

○排水設備の点検に向けた取組

- ・熊本地震において、下水道は使用できるが、排水設備の点検が行われなかったためトイレが使用できなかった事例を踏まえ、避難所などの重要施設に限定し、管工事組合と事前に協定を締結

すること等の方策が考えられることを追加。

7. おわりに

全国ルールは、全国の自治体や国、関連団体等の自助・共助の精神から成り立つ災害時に係る基本的な枠組みであり、全国ルールを活用することにより、下水道関係者が一体となって災害時の迅速な支援を行うことが可能であると考えています。本協会では、人事異動等で担当者が代わった場合でも大地震などの災害が発生した際に、より円滑かつ迅速に対応できるよう、今後も引き続き全国ルールの周知に取り組んでいきます。